

第52号議案関係資料

使用料及び手数料の取扱いについて

平成15年10月

鹿児島地区合併協議会

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(42) 使用料及び手数料の取扱い(使用料)

企画(全部会)専門部会

番号	部会	事務事業名	鹿	児	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
1	健福	地域福祉センター使用料	×	○	×	×	×	×	×	A	
2	健福	児童センター使用料	○	×	×	×	×	○	○	A	
3	健福	老人福祉センター使用料	○	×	○	○	○	○	○	A	
4	健福	すこやかランド石坂の里使用料	×	×	×	×	○	×	×	A	
5	経済	喜入の森使用料	×	×	×	○	×	×	×	A	
6	経済	農業用水給水施設使用料	×	×	○	×	×	×	×	A	
7	経済	農産物加工センター使用料	○	×	×	○	○	○	○	A	
8	経済	農村広場使用料	○	×	○	○	○	○	○	A	
9	経済	コミュニティ施設・研修施設使用料	○	○	×	○	○	○	○	A	
10	教育	体育館使用料	○	○	○	○	×	×	×	A	
11	教育	グラウンド・広場使用料	○	○	○	○	×	○	○	A	
12	教育	テニスコート使用料	○	○	×	○	×	×	×	A	
13	教育	水泳プール使用料	○	×	×	×	○	×	×	A	
14	教育	弓道場使用料	○	×	×	○	○	○	○	A	
15	教育	武道場使用料	○	×	×	○	○	×	×	A	
16	教育	その他の体育施設使用料	○	○	×	○	×	×	×	A	
17	教育	青少年育成館使用料	×	○	×	×	×	×	×	A	
18	教育	公民館使用料	○	○	○	×	○	○	○	A	
19	教育	コミュニティセンター使用料	×	○	×	×	×	×	×	A	
20	総務	行政財産の目的外使用料	○	○	○	○	○	○	○	B	

番号	部会	事務事業名	鹿	児	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
21	経済	市民農園使用料	○	×	○	○	○	×	×	B	△
22	建設	市営及び町営住宅使用料	○	○	○	○	○	○	○	B	△
23	教育	学校照明設備使用料	○	○	×	×	○	○	○	B	
24	建設	道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物の占用料	○	×	○	○	○	○	○	B	
25	建設	道路法第32条第1項第2号に掲げる物件の占用料	○	×	○	○	○	○	○	B	
26	建設	道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設の占用料	○	×	○	○	○	×	×	B	
27	建設	道路法第32条第1項第5号に掲げる施設の占用料	○	×	○	○	×	×	×	B	
28	建設	道路法第32条第1項第6号に掲げる施設の占用料	○	×	○	×	○	○	○	B	
29	建設	道路法施行令第7条第1号に掲げる物件の占用料	○	×	○	○	○	○	○	B	
30	建設	道路法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料の占用料	○	×	○	○	○	○	○	B	
31	建設	道路法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設の占用料	○	×	○	×	×	×	×	B	
32	建設	道路法施行令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場の占用料	○	×	○	×	×	×	×	B	
33	教育	公立幼稚園保育料	○	×	○	×	○	×	×	B	△
		(手数料は次ページ)									

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には○印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に△印を表示。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現 況			
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 地域福祉センター使用料	健 福	該当なし。	<p>【各室を利用する場合】</p> <p>(1) 使用料</p> <p>① 各室1日につき 1,050円</p> <p>② 各室半日につき 525円</p> <p>③ 各室夜間につき 655円</p> <p>(2) 営業のための使用</p> <p>① 各室1日につき 4,200円</p> <p>② 各室半日につき 2,100円</p> <p>③ 各室夜間につき 2,620円</p> <p>(3) 冷暖房使用料</p> <p>1室1時間当たり 105円</p> <p>(4) 陶芸釜使用料</p> <p>1回当たり 31,500円</p> <p>※各室とは、教養娯楽室、創作活動室、会議室、研修室、日常動作訓練室をいう。</p> <p>※1日とは、午前9時から午後5時まで、半日とは、午前9時から午後1時又は午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後6時から午後10時までをいう。</p> <p>【デイサービス事業を利用する場合】</p> <p>(1) 一般利用者</p> <p>1人1回当たり 300円</p> <p>(2) 生活保護世帯</p> <p>1人1回当たり 150円</p> <p>※デイサービスを利用する場合は、上記各室の使用料は適用しない。</p>	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	吉田町のみ。	現行どおりとする。ただし、生きがい対応型デイサービスの利用に関する施設使用料については、合併時に廃止する。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現 況			
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
2 児童センター使用料	健 福	<p>鹿児島市児童館条例第4条第1項各号に該当するものが、第3条の目的達成のために児童館を使用するときは、使用料は無料とする。(児童又は児童を同伴する者などが、児童の健全な育成を図ることを目的とするとき)</p> <p>これ以外の場合、下記の使用料を支払わなければならない。</p> <p>(1)集会室及び遊戯室</p> <p>1回 400円</p> <p>ただし、1回の使用時間は4時間以内</p> <p>(2)電灯及び電力を使用する場合は、1時間につき40円を加算する。</p>	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)																															
松 元 町	郡 山 町																																	
該当なし。	<p>郡山町児童館の設置及び管理に関する条例第2条の設置目的達成のために児童館を使用するときは、使用料は無料とする。(児童又は児童を同伴する者などが、児童の健全な育成を図ることを目的とするとき) これ以外の場合、下記の使用料を支払わなければならない。</p> <p>1 施設 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>9時~</th> <th>13時~</th> <th>9時~</th> </tr> <tr> <th>13時</th> <th>17時</th> <th>17時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会・ボランティア室</td> <td>520</td> <td>520</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>遊戯室</td> <td>520</td> <td>520</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>640</td> </tr> <tr> <td>放課後児童クラブ室</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>640</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>840</td> <td>840</td> <td>1,680</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 冷暖房装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書室</td> <td>1時間につき320円</td> </tr> </tbody> </table>		9時~	13時~	9時~	13時	17時	17時	集会・ボランティア室	520	520	1,050	遊戯室	520	520	1,050	図書室	320	320	640	放課後児童クラブ室	320	320	640	調理室	840	840	1,680		料金	図書室	1時間につき320円	<p>鹿児島市、郡山町のみ。 鹿児島市、郡山町とは使用料が異なる。</p>	<p>現行どおりとする。</p>
	9時~		13時~	9時~																														
	13時	17時	17時																															
集会・ボランティア室	520	520	1,050																															
遊戯室	520	520	1,050																															
図書室	320	320	640																															
放課後児童クラブ室	320	320	640																															
調理室	840	840	1,680																															
	料金																																	
図書室	1時間につき320円																																	

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現		況	
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
3 老人福祉センター使用料	健 福	高齢者福祉センター与次郎・谷山 利用対象者65歳以上の者 無料 高齢者福祉センター東桜島 利用対象者60歳以上の者 無料	該当なし。	老人福祉センター ①本館 町内居住者で65歳以上の者 無料 小・中学生(個人) 【半日】 100円 【終日】 200円 小・中学生(団体) 【半日】1人当たり 80円 【終日】1人当たり 160円 上記以外の者(個人) 【半日】 200円 【終日】 400円 上記以外の者(団体) 【半日】1人当たり 160円 【終日】1人当たり 320円 ②屋内ゲートボール場 一面使用 無料 全面使用 無料	老人憩の家 大広間又は小部屋(入湯を含む) 1人につき 老人(65歳以上) 無料 一般 250円 小・中学生 50円 団体 250円 未就学児 無料 身体障害者手帳所持者 無料

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況				課 題	調 整 方 針 (案)	
松 元 町		郡 山 町				
老人福祉センター(入浴料を含む)				鹿児島市、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町のみ。	現行どおりとする。ただし、松元町の老人福祉センターの使用料については、合併時に廃止する。	
	9:00~ 12:00	12:00~ 16:30	9:00~ 16:30			①大広間
						8:30~12:00 1,050円
						13:00~17:00 1,050円
団体 老人・身障者 一般	300円 1,500円	400円 2,000円	700円 3,000円			8:30~17:00 2,100円
						17時以降(1時間につき) 640円
個人 老人・身障者 一般	30円 200円	40円 300円	70円 500円			②会議室・談話室
						8:30~12:00 320円
						13:00~17:00 320円
						8:30~17:00 640円
						17時以降(1時間につき) 220円
						③調理室
						8:30~12:00 840円
						13:00~17:00 840円
						8:30~17:00 840円
				17時以降(1時間につき) 500円		
				④冷暖房(大広間)		
				1時間につき 1,050円		
				⑤冷暖房(会議室)		
				1時間につき 320円		
<p>※上表により算出した額に1.05を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。</p> <p>※1団体10人以上、小・中学生は半額、未就学児は無料。</p> <p>※入浴場は現在閉鎖されている。</p>						
<p>ただし、65歳以上の老人及び老人クラブに加入している60歳以上の者、身体障害者福祉法第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者は、無料とする。</p>						

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現		況	
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
4 すこやかランド石坂の里 使用料	健 福	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況				課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町		郡 山 町			
すこやかランド石坂の里 (団体)				松元町のみ。	現行どおりとする。
	研修室	アリーナ	グラウンドゴルフ場 ゲートボール場		
8:30 13:00	500円	1,000円	1,000円		
13:00 17:00	500円	1,000円	1,000円		
17:00 22:00	1,000円	1,500円			
8:30 17:00	1,000円	2,000円			
13:00 22:00	1,500円	2,000円			
8:30 22:00	2,000円	3,500円			
(個人)					
	研修室	アリーナ	グラウンドゴルフ場 ゲートボール場		
8:30 13:00	50円	100円	100円		
13:00 17:00	50円	100円	100円		
17:00 22:00	100円	150円			
8:30 17:00	100円	200円			
13:00 22:00	150円	200円			
8:30 22:00	200円	350円			
※高齢者、障害者、福祉団体は無料 ※その他使用料詳細規程あり					

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現 況												
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町									
5 喜入の森使用料	経 済	該当なし。	該当なし。	該当なし。	喜入の森 厨房・食堂・林産物 } 1か月 3,000円 販売コーナー } シャワー 1回 100円 バンガロー平屋 1棟1泊 5,000円 バンガロー2階建 1棟1泊 7,000円 テント 1張1泊 1,200円 鍋、釜 1個1泊 200円 食器等 1個1泊 50円 毛布 1枚1泊 200円 飯盒 1個1泊 200円 ゴザ 1枚1泊 50円 バーベキューセット 1セット1泊 500円 ※使用料の合計に0.05を乗じて得た額に相当する使用料を消費税に相当する額として加算する。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数は、四捨五入するものとする。									
6 農業用水給水施設使用料	経 済	該当なし。	該当なし。	農業用水給水施設 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">基本水量</th> <th style="text-align: center;">基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コイン制及び現金投入制</td> <td style="text-align: center;">500L</td> <td style="text-align: center;">30円</td> </tr> <tr> <td>メーター制</td> <td style="text-align: center;">1,000L</td> <td style="text-align: center;">60円</td> </tr> </tbody> </table>		基本水量	基本料金	コイン制及び現金投入制	500L	30円	メーター制	1,000L	60円	該当なし。
	基本水量	基本料金												
コイン制及び現金投入制	500L	30円												
メーター制	1,000L	60円												

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ	現行どおりとする。

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現 況			
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
7 農産物加工センター使用料	経済	○都市農業センター 農産加工室 無料 ただし、使用については、農家研修に限る。	該当なし。	該当なし。	○構造改善センター 加工室1人 半日50円 全日100円 加工料 ジュース等類 1本 15円 みそ類 1kg 20円 佃煮ジャム類 1kg 20円 その他(1人) 1日 200円 半日 100円 1ヶ月未満 1樽 1,000円 共同洗濯室 1回 600円 ※使用料の合計額に0.05を乗じて得た額に相当する使用料を、消費税に相当する額として加算して徴収する。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数は四捨五入するものとする。
8 農村広場使用料	経済	○小山田農村広場 無料 ○皆与志農村広場(無料) 無料	該当なし。	○ふれあい広場 無料	○田貫川運動公園 無料

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>○農村婦人の家</p> <p>加工室 1人 1回 100円</p> <p>加工料</p> <p>ジュース類 1本 15円</p> <p>みそ類 1kg 25円</p> <p>佃煮ジャム類 1kg 20円</p> <p>練製品 1kg 50円</p> <p>洗濯室 1回 520円</p> <p>※使用料は上記の額に1.05を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。</p> <p>○農畜産物処理加工センター</p> <p>加工室 1日 3,500円</p>	<p>○西有里研修館 ○東部研修館</p> <p>加工室 1人 半日160円 1日320円</p> <p>加工料</p> <p>ジュース類 1本 30円</p> <p>精粉(米・豆類) 2kg 100円</p> <p>精粉(そば・麦類) 2kg 160円</p> <p>みそ類 1kg 30円</p> <p>佃煮ジャム類 1kg 30円</p> <p>真空包装 1袋 10円</p> <p>洗濯 1枚 210円</p>	<p>鹿児島市、喜入町、松元町及び郡山町のみ。</p> <p>鹿児島市、喜入町、松元町及び郡山町ではそれぞれの使用料が異なる。</p>	<p>現行どおりとする。</p>
<p>○直木農村広場 無料</p> <p>○入佐運動公園 無料</p>	<p>○常盤の里公園</p> <p>多目的広場 1時間 210円</p> <p>照明施設 1時間 100円</p> <p>○常盤親水公園 無料</p> <p>○常盤ふれあい水路 無料</p> <p>○甲突湧水公園 無料</p> <p>○油須木せせらぎ公園 無料</p> <p>○餅ヶ岡公園 無料</p>	<p>鹿児島市、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町のみ。</p> <p>一部有料である。</p>	<p>現行どおりとする。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現 況			
		鹿児島市	吉 田 町		桜 島 町
9 コミュニティ施設・研修施設使用料	経済	○都市農業センター 研修ホール 大会議室 研修室 無料 ただし、使用については、農家研修に限る。	○ふれあい交流館 大研修室 1日 1,260円 半日 630円 夜間 630円 小会議室及び調理実習室 1日 1,050円 半日 525円 夜間 525円 冷暖房(小会議室) 1日 500円 半日 250円 夜間 250円	該当なし。	○構造改善センター 農業技術研修室及び婦人交流室 1日 800円 半日 400円 冷暖房(農業技術研修室及び婦人交流室) 1時間 80円 ※使用料の合計額に0.05を乗じて得た額に相当する使用料を、消費税に相当する額として加算して徴収する。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数は四捨五入するものとする。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>○農村婦人の家</p> <p>共同学習室</p> <p>1日 1,050円 半日 520円</p> <p>夜間1時間当り 210円</p> <p>婦人交流室</p> <p>1日 210円 半日 100円</p> <p>夜間1時間当り 100円</p> <p>健康管理室</p> <p>1日 630円 半日 310円</p> <p>夜間1時間当り 100円</p> <p>※使用料は上記の額に1.05を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。</p>	<p>○中央構造改善センター</p> <p>集団指導室</p> <p>1日 2,100円 半日 1,050円</p> <p>夜間 1,050円</p> <p>営農相談室・調理室</p> <p>1日 1,680円 半日 840円</p> <p>夜間 840円</p> <p>トレーニング室 1時間 530円</p> <p>冷暖房(集団指導室) 1時間 1,580円</p> <p>冷暖房(営農相談室) 1時間 530円</p> <p>○西有里・東部研修館</p> <p>集会室・研修室・健康管理室</p> <p>1日 1,050円 半日 530円</p> <p>夜間1時間当り 210円</p> <p>小会議室</p> <p>1日 420円 半日 210円</p> <p>夜間1時間当り 110円</p> <p>冷暖房(集会室) 1時間 300円</p> <p>冷暖房(小会議室) 1時間 100円</p> <p>○常盤コミュニティセンター</p> <p>会議室</p> <p>1日 420円 半日 210円</p> <p>夜間 210円</p> <p>調理室</p> <p>1日 560円 半日 280円</p> <p>夜間 280円</p> <p>多目的ホール 1時間 210円</p> <p>冷暖房(会議室) 1時間 100円</p>	<p>鹿児島市、吉田町、喜入町、松元町及び郡山町のみ。</p> <p>鹿児島市、吉田町、喜入町、松元町及び郡山町ではそれぞれの施設内容、使用料が異なる。</p>	<p>現行どおりとする。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現		況	
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
10 体育館使用料	教 育	●鹿児島市民体育館 【本館専用使用料】 1. 使用者が入場料等を徴収しない場合 ① アマチュアスポーツに使用する場合 (1)児童・生徒の団体 午前9時から午後1時まで 1,000円 午後1時から午後5時まで 1,000円 午前9時から午後5時まで 2,000円 午後5時から午後9時まで 3,000円 午後1時から午後9時まで 4,000円 午前9時から午後9時まで 5,000円 (2)上記以外の団体 午前9時から午後1時まで 1,500円 午後1時から午後5時まで 1,500円 午前9時から午後5時まで 3,000円 午後5時から午後9時まで 3,500円 午後1時から午後9時まで 5,000円 午前9時から午後9時まで 6,500円	●吉田町文化体育センター 【専用使用】 1. 使用者が入場料を徴収しない場合 ①アマチュアスポーツに使用する場合 (1)児童・生徒 8時30分から12時まで 1,000円 12時から17時まで 1,500円 17時から22時まで 2,000円 (2)上記以外の者 8時30分から12時まで 2,000円 12時から17時まで 3,000円 17時から22時まで 4,000円 ②文化的催物に使用する場合(営利また宣伝を目的としない) 8時30分から12時まで 4,500円 12時から17時まで 5,500円 17時から22時まで 5,500円	●桜島町総合体育館 【専用使用料】 1. 使用者が入場料を徴収しない場合 ①アマチュアスポーツに使用する場合 (1)児童・生徒 8時30分から12時まで 788円 12時から17時まで 1,103円 17時から22時まで 1,575円 (2)上記以外の者 8時30分から12時まで 2,363円 12時から17時まで 3,150円 17時から22時まで 3,938円 ②文化的催物に使用する場合(営利又は宣伝を目的としない) 8時30分から12時まで 5,513円 12時から17時まで 7,875円 17時から22時まで 12,600円	●喜入町総合体育館 【専用使用】 1. 使用者が入場料を徴収しない場合 ①アマチュアスポーツに使用する場合 (1)児童・生徒 8時30分から12時まで 1,600円 12時から17時まで 2,000円 17時から22時まで 2,000円 (2)上記以外の者 8時30分から12時まで 3,200円 12時から17時まで 4,000円 17時から22時まで 4,000円 ②文化的催物に使用する場合(営利又は宣伝を目的としない) 8時30分から12時まで 4,500円 12時から17時まで 5,500円 17時から22時まで 5,500円

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市、吉田町、桜島町及び喜入町のみ。 使用区分及び使用料が異なる。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現		況	
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
体育館使用料	教 育	②その他の場合	③その他の場合	③その他の催物に使用する場合	③その他の催物に使用する場合
		午前9時から午後1時まで 4,500円	8時30分から12時まで 8,000円	8時30分から12時まで 11,025円	8時30分から12時まで 8,000円
		午後1時から午後5時まで 4,500円	12時から17時まで 12,000円	12時から17時まで 15,750円	12時から17時まで 12,000円
		午前9時から午後5時まで 9,000円	17時から22時まで 16,000円	17時から22時まで 25,200円	17時から22時まで 12,000円
		午後5時から午後9時まで 12,000円			
		午後1時から午後9時まで 16,500円	2. 使用者が入場料を徴収する場合	2. 使用者が入場料を徴収する場合	2. 使用者が入場料を徴収する場合
		午前9時から午後9時まで 21,000円	①アマチュアスポーツに使用する場合	①アマチュアスポーツに使用する場合	①アマチュアスポーツに使用する場合
			8時30分から12時まで 5,000円	8時30分から12時まで 6,300円	8時30分から12時まで 5,000円
		2. 使用者が入場料等を徴収する場合	12時から17時まで 7,000円	12時から17時まで 9,450円	12時から17時まで 7,000円
		①アマチュアスポーツに使用する場合	17時から22時まで 10,000円	17時から22時まで 12,600円	17時から22時まで 7,000円
		午前9時から午後1時まで 2,500円		②文化的催物に使用する場合(営利又は宣伝を目的としない)	②文化的催物に使用する場合(営利又は宣伝を目的としない)
		午後1時から午後5時まで 2,500円	②文化的催物に使用する場合(営利又は宣伝を目的としない)	8時30分から12時まで 12,600円	8時30分から12時まで 9,000円
		午前9時から午後5時まで 5,000円	8時30分から12時まで 8,000円	12時から17時まで 18,900円	12時から17時まで 13,000円
		午後5時から午後9時まで 7,000円	12時から17時まで 12,000円	17時から22時まで 25,200円	17時から22時まで 13,000円
		午後1時から午後9時まで 9,500円	17時から22時まで 16,000円	③その他の催物に使用する場合	③その他の催物に使用する場合
		午前9時から午後9時まで 12,000円		8時30分から12時まで 37,800円	8時30分から12時まで 27,000円
		②その他の場合	③その他の場合	12時から17時まで 56,700円	12時から17時まで 39,000円
		午前9時から午後1時まで 18,000円	8時30分から12時まで 24,000円	17時から22時まで 75,600円	17時から22時まで 39,000円
		午後1時から午後5時まで 18,000円	12時から17時まで 36,000円		
		午前9時から午後5時まで 36,000円	17時から22時まで 38,000円		
午後5時から午後9時まで 54,000円					
午後1時から午後9時まで 72,000円					
午前9時から午後9時まで 90,000円					

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
		鹿児島市、吉田町、桜島町及び喜入町のみ。 使用区分及び使用料が異なる。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現		況	
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
体育館使用料	教 育	3. 照明設備使用料 照明設備1連ごとに 1時間当たり 100円 【補助体育館専用使用料】 本館専用使用料の5割相当額	4. 冷暖房設備 ①冷房使用料1時間当たり (1)アマチュアスポーツ 10,000円 (2)その他 20,000円 ②暖房使用料1時間当たり (1)アマチュアスポーツ 8,000円 (2)その他 16,000円 3. その他の使用料 照明使用料1面につき 600円		

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
		鹿児島市、吉田町、桜島町及び喜入町のみ。 使用区分及び使用料が異なる。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現 況		現 況					
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町				
体育館使用料	教 育	【附帯設備等使用料】		【一部使用】					
		1. バレーボール(1面2時間)		1. 卓球(1台1時間)					
		児童・生徒	150円	児童・生徒	50円	児童・生徒	79円	児童・生徒	50円
		一般	300円	上記以外の者	100円	上記以外の者	158円	上記以外の者	100円
		2. バスケットボール(1面2時間)		照明使用料1台につき 150円		2. バドミントン(1面1時間)		2. バドミントン(1面1時間)	
		児童・生徒	200円	2. バドミントン(1面1時間)	児童・生徒	79円	児童・生徒	50円	
		一般	400円	児童・生徒	100円	上記以外の者	158円	上記以外の者	100円
		3. バドミントン(1面2時間)		上記以外の者 200円		3. バレーボール(1面1時間)		3. バレーボール(1面1時間)	
		児童・生徒	50円	照明使用料1面につき	600円	児童・生徒	158円	児童・生徒	100円
		一般	100円	3. バレーボール(1面1時間)	児童・生徒	315円	上記以外の者	200円	
		4. 卓球(1台2時間)		児童・生徒 200円		4. バスケットボール(1面1時間)		4. バスケットボール(1面1時間)	
		児童・生徒	50円	上記以外の者	300円	児童・生徒	158円	児童・生徒	130円
		一般	100円	照明使用料1面につき	600円	上記以外の者	315円	上記以外の者	260円
		5. 庭球(1面2時間)		4. テニス(1面1時間)		5. テニス(1面1時間)		5. テニス(1面1時間)	
		児童・生徒	200円	児童・生徒	200円	児童・生徒	158円	児童・生徒	100円
		一般	400円	上記以外の者	300円	上記以外の者	315円	上記以外の者	200円
		6. ハンドボール(1面2時間)		照明使用料1面につき 600円		6. トレーニング室(1人1時間)		6. ハンドボール(1面1時間)	
		児童・生徒	400円	5. トレーニングルーム(1人1時間)	児童・生徒	79円	児童・生徒	200円	
		一般	800円	児童・生徒	50円	上記以外の者	158円	上記以外の者	400円
		7. その他(1面2時間)		上記以外の者 100円		7. 会議室(1室1時間)		5. トレーニング室(1人1時間)	
		児童・生徒	50円	6. 会議室(1室1時間)	児童・生徒	300円	児童・生徒	30円	
		一般	100円	上記以外の者	300円	上記以外の者	60円	上記以外の者	60円
				冷暖房使用料	300円			6. 会議室(1室1時間)	100円
				照明使用料	500円			※上記に定める使用料の合計額に0.05を乗じて得た額に相当する使用料を消費税に相当する額として加算して徴収する。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数は四捨五入するものとする。	

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
		鹿児島市、吉田町、桜島町及び喜入町のみ。 使用区分及び使用料が異なる。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現		況	
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
体育館使用料	教 育		【設備使用料】 1. 舞台(1回につき) 750円 (アマチュアスポーツの場合は無料) 2. 舞台照明設備1式 1,500円 3. アリーナ音響設備1式 1,500円 4. 移動式バスケットゴール1対 300円 5. 移動式電光得点表示板 1対 500円 6. 長机 1脚 20円 7. 折りたたみ椅子1脚 10円 8. ピアノ 1,500円 9. コンセント 1個 100円 10. ライト(1KW)1台 200円 11. ライト(500W)1台 100円 12. ピンスポットライト1台 700円 13. PA電源 1口 300円 ※上記の定めるところにより算定した使用料の総額に100分の105を乗じて得た額を使用料として納入しなければならない。	●桜島勤労者体育センター 1. 卓球(1台1時間) 被保険者等 105円 上記以外の者 158円 2. バドミントン(1面1時間) 被保険者等 105円 上記以外の者 158円 3. バレーボール(1面1時間) 被保険者等 210円 上記以外の者 315円 4. テニス(1面1時間) 被保険者等 210円 上記以外の者 315円	

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
		鹿児島市、吉田町、桜島町及び喜入町のみ。 使用区分及び使用料が異なる。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部会	現		況	
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
11 グラウンド・広場使用料	教育	●鴨池公園広場 (7,404㎡) 30分 150円	●吉田町運動公園多目的運動場(43,965㎡) 1. グラウンド使用料 ①幼・小・中・高校生 1時間につき 105円 ②. 上記以外の者 1時間につき 210円 2. 夜間照明施設使用料 ①ソフトボール照明 1時間につき 1,470円 ②野球照明 1時間につき 2,940円	●溶岩グラウンド (87,530㎡) 1. 使用料 無し 2. 夜間照明施設 30分 680円 60分 1,370円 90分 2,050円 120分 2,730円 150分 3,410円 180分 4,100円 3. 桜島町クラブハウス ①管理室等 第2グラウンド 4時間以内 1,050円 8時間以内 2,100円 第3グラウンド 4時間以内 1,200円 8時間以内 2,400円 ②放送設備 4時間以内 530円 8時間以内 1,050円 ③シャワー施設 第3グラウンド 現金投入制 1基当たり5分につき 100円	●喜入町多目的グラウンド(11,800㎡) 1. アマチュアスポーツに使用する場合 ①使用者が入場料を徴収しない場合 (1)児童・生徒 競技場の1/2使用 1時間につき 50円 競技場の全面使用 1時間につき 100円 (2)上記以外の者 競技場の1/2使用 1時間につき 100円 競技場の全面使用 1時間につき 200円 ②使用者が入場料を徴収する場合 (1)児童・生徒 競技場の1/2使用 1時間につき 100円 競技場の全面使用 1時間につき 200円 (2)上記以外の者 競技場の1/2使用 1時間につき 200円 競技場の全面使用 1時間につき 400円

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	<p>●早馬球技場 (22,417㎡)</p> <p>1. アマチュアスポーツ</p> <p>①児童・生徒等 1時間</p> <p>全面使用 210円</p> <p>1/2使用 110円</p> <p>②上記以外のもの</p> <p>全面使用 420円</p> <p>1/2使用 210円</p> <p>2. その他</p> <p>全面使用 840円</p> <p>1/2使用 420円</p> <p>(割増使用料)</p> <p>① 利用者が入場料を徴収するとき又これに類する場合は、利用区分ごとにそれぞれの利用料の5倍の額とする。</p> <p>② 土曜日・日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律に定める日)並びに町長が特に認めたときの利用にあっては、照明施設を利用する時間を除き、算出した額の1.5倍の額とする。ただし、10円未満の端数がある場合は、その端数は切り上げるものとする。</p> <p>3. 照明施設</p> <p>①全灯使用</p> <p>1時間 3,150円</p> <p>②1/3灯使用</p> <p>1時間 1,260円</p> <p>●花尾運動場</p> <p>使用料 無し</p> <p>照明施設</p> <p>1時間 1,260円</p>	使用区分及び使用料が異なる。	現行どおりとする。

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現 況			
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
グラウンド・広場使用料	教育			<ul style="list-style-type: none"> ●赤水運動広場 ●小池運動広場 ●赤生原運動広場 ●武運動広場 ●武第2運動広場 ●藤野運動広場 ●藤野第2運動広場 ●西道運動広場 ●松浦運動広場 ●二俣運動広場 ●北部地区運動広場 ●東白浜運動広場 <p>12運動広場使用料無し</p>	<p>2. その他の催物に使用する場合</p> <p>①使用者が入場料を徴収しない場合</p> <p>競技場の1/2使用 1時間につき 200円</p> <p>競技場の全面使用 1時間につき 400円</p> <p>②使用者が入場料を徴収する場合</p> <p>競技場の1/2使用 1時間につき 300円</p> <p>競技場の全面使用 1時間につき 600円</p> <p>3. 照明使用料 30分 600円</p> <p>※上記に定める使用料の合計額に0.05を乗じて得た額に相当する使用料を消費税に相当する額として加算して徴収する。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数は四捨五入するものとする。</p>

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
		使用区分及び使用料が異なる。	現行どおりとする。

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現 況			
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
12 テニスコート使用料	教 育	<p>●東開庭球場</p> <p>1. 入場料又はこれに類する料金を徴収しない場合(1コートにつき)</p> <p>①学生(高校生以下をいう。)</p> <p>1時間以内 100円</p> <p>1時間を超え2時間以内 200円</p> <p>2時間を超え4時間以内 400円</p> <p>4時間を超え8時間以内 600円</p> <p>8時間を超える1時間につき 100円</p> <p>②一般</p> <p>1時間以内 200円</p> <p>1時間を超え2時間以内 400円</p> <p>2時間を超え4時間以内 800円</p> <p>4時間を超え8時間以内 1,200円</p> <p>8時間を超える1時間につき 200円</p> <p>2. 入場料又はこれに類する料金を徴収する場合(1コートにつき)</p> <p>1時間以内 1,600円</p> <p>1時間を超え2時間以内 1,600円</p> <p>2時間を超え4時間以内 1,600円</p> <p>4時間を超え8時間以内 2,400円</p> <p>8時間を超える1時間につき 300円</p> <p>3. 照明設備使用料</p> <p>30分につき 100円</p> <p>●鴨池公園テニスコート</p> <p>大人1コート</p> <p>30分 100円</p> <p>小人(小・中・高校生)1コート</p> <p>30分 50円</p> <p>●鹿児島市民体育館庭球場</p> <p>①児童・生徒 1面2時間 200円</p> <p>②一般 1面2時間 400円</p>	<p>●吉田町運動公園運動施設テニスコート</p> <p>①幼・小・中・高校生</p> <p>1時間 105円</p> <p>②上記以外の者</p> <p>1時間 210円</p> <p>③夜間照明施設</p> <p>1面1時間 525円</p>	該当なし。	<p>●喜入町テニス競技場</p> <p>1. 使用者が入場料を徴収しない場合</p> <p>①児童・生徒 1面1時間 100円</p> <p>②上記以外の者 1面1時間 200円</p> <p>2. 使用者が入場料を徴収する場合</p> <p>①児童・生徒 1面1時間 300円</p> <p>②上記以外の者 1面1時間 600円</p> <p>3. 照明使用料</p> <p>テニスコート1面30分 100円</p> <p>※上記に定める使用料の合計額に0.05を乗じて得た額に相当する使用料を消費税に相当する額として加算して徴収する。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数は四捨五入するものとする。</p>

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市、吉田町及び喜入町のみ。 使用区分及び使用料が異なる。	現行どおりとする。

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現		況	
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
13 水泳プール使用料	教 育	鴨池公園水泳プール 【屋外プール】 1. 普通使用の場合 ①普通券 (1)大人(高校生以上) 2時間 100円 (2)小人(中学生以下) 2時間 50円 ②回数券 (1)大人2時間券11枚綴り 1冊につき 1,000円 (2)小人2時間券11枚綴り 1冊につき 500円 2. 専用使用の場合 午前 10,000円 午後 15,000円 1日 20,000円 【屋内プール】 1. 普通使用の場合 <冷水> ①普通券 (1)大人(高校生以上) 2時間 100円 (2)小人(中学生以下) 2時間 50円 ②回数券 (1)大人2時間券11枚綴り 1冊につき 1,000円 (2)小人2時間券11枚綴り 1冊につき 500円	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)										
松 元 町	郡 山 町												
<p>●松元町せせらぎ公園プール</p> <p>使用料(1回につき)</p> <table border="0"> <tr> <td>乳児・幼児</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>小・中学生</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>一般(高校生以上)</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>88歳以上の者</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>プールを使用しない入場者</td> <td>無料</td> </tr> </table>	乳児・幼児	無料	小・中学生	100円	一般(高校生以上)	200円	88歳以上の者	無料	プールを使用しない入場者	無料	<p>該当なし。</p>	<p>鹿児島市、松元町のみ。</p> <p>使用区分及び使用料が異なる。</p>	<p>現行どおりとする。</p>
乳児・幼児	無料												
小・中学生	100円												
一般(高校生以上)	200円												
88歳以上の者	無料												
プールを使用しない入場者	無料												

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現 況			
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
水泳プール使用料	教 育	<温水> ① 普通券 (1) 大人(高校生以上) 2時間 200円 (2) 小人(中学生以下) 2時間 100円 ② 回数券 (1) 大人2時間券11枚綴り 1冊につき 2,000円 (2) 小人2時間券11枚綴り 1冊につき 1,000円 2. 専用使用の場合 <冷水> 午前8時30分から正午まで 6,000円 正午から午後5時まで 8,000円 午前8時30分から午後5時まで 12,000円 午後5時から午後8時まで 8,000円 <温水> 午前8時30分から正午まで 11,000円 正午から午後5時まで 17,600円 午前8時30分から午後5時まで 26,400円 午後5時から午後8時まで 17,600円			

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
		鹿児島市、松元町のみ。 使用区分及び使用料が異なる。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現 況			
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
水泳プール使用料	教 育	【飛込プール】 1. 普通使用の場合 ①普通券 (1)大人(高校生以上) 2時間 100円 (2)小人(中学生以下) 2時間 50円 ②回数券 (1)大人2時間券11枚綴り 1冊につき 1,000円 (2)小人2時間券11枚綴り 1冊につき 500円 2. 専用使用の場合 午前 4,000円 午後 6,000円 1日 8,000円 【ロッカー使用料】 1回 10円			

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
		鹿児島市、松元町のみ。 使用区分及び使用料が異なる。	現行どおりとする。

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現 況			
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
14 弓道場使用料	教 育	●鹿児島アリーナ弓道場(近的 10人立) 【専用使用料】 午前9時から正午まで 1,800円 午後1時から午後5時まで 2,400円 午後6時から午後9時まで 2,400円 午前9時から午後5時まで 4,800円 午後1時から午後9時まで 5,400円 午前9時から午後9時まで 7,800円 【個人使用料】 1. 普通券 ①児童・生徒 1人1回につき 100円 ②一般 1人1回につき 200円 2. 回数券 ①児童・生徒 11枚つづり1冊につき 1,000円 ②一般 11枚つづり1冊につき 2,000円	該当なし。	該当なし。	●喜入町武道館弓道場 使用料なし

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>●松元町弓道場(近約 5人立)</p> <p>【専用使用(1時間)】</p> <p>(1)児童・生徒 使用料 100円</p> <p>(2)一般 使用料 200円</p> <p>【個人使用(1時間)】</p> <p>(1)児童・生徒 使用料 10円</p> <p>(2)一般 使用料 50円</p> <p>※上記により算出した額に1.05を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。</p>	<p>●郡山町弓道場</p> <p>使用料なし</p>	<p>鹿児島市、喜入町、松元町及び郡山町のみ。</p> <p>使用区分及び使用料が異なる。</p>	<p>現行どおりとする。</p>

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現 況			
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
15 武道場使用料	教 育	●鹿児島アリーナ武道場(畳敷き 2面 板張り 2面) 【専用使用料】(武道場(2面)) 午前9時から正午まで 1,800円 午後1時から午後5時まで 2,400円 午後6時から午後9時まで 2,400円 午前9時から午後5時まで 4,800円 午後1時から午後9時まで 5,400円 午前9時から午後9時まで 7,800円 【個人使用料】 1. 普通券 ①児童・生徒 1人1回につき 100円 ②一般 1人1回につき 200円 2. 回数券 ①児童・生徒 11枚つづり1冊につき 1,000円 ②一般 11枚つづり1冊につき 2,000円	該当なし。	該当なし。	●喜入町武道館 (畳敷き 1面 板張り 1面) 使用料 無し

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>●松元町武道館 (畳敷き 1面 板張り 1面) 【専用使用(1時間)】 ①柔道場 (1)児童・生徒使用料 100円 照明使用料 100円 (2)一般使用料 200円 照明使用料 100円 ②剣道場 (1)児童・生徒使用料 100円 照明使用料 100円 (2)一般使用料 200円 照明使用料 100円 【個人使用(1時間)】 ①柔道場 (1)児童・生徒使用料 10円 照明使用料 100円 (2)一般使用料 50円 照明使用料 100円 ②剣道場 (1)児童・生徒使用料 10円 照明使用料 100円 (2)一般使用料 50円 照明使用料 100円 ※上記により算出した額に1.05を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>鹿児島市、喜入町及び松元町のみ。 使用区分及び使用料が異なる。</p>	<p>現行どおりとする。</p>

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現 況			
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
16 その他の体育施設使用料	教育	<p>●鴨池公園多目的屋内運動場(鴨池ドーム)</p> <p>1. 運動場(フットサルコート 2面)</p> <p>①全面使用</p> <p>(1)アマチュアスポーツに使用する場合</p> <p>大人1時間 3,000円</p> <p>小人(高校生以下)1時間 2,000円</p> <p>(2)その他の場合 1時間 10,000円</p> <p>②一部使用</p> <p>アマチュアスポーツに使用する場合に限る</p> <p>大人1時間 750円</p> <p>小人(高校生以下) 1時間 500円</p> <p>2. 投球練習場 1時間 300円</p> <p>3. トレーニング室</p> <p>①普通券</p> <p>(1)大人</p> <p>1人1回につき 200円</p> <p>(2)小人(高校生以下)</p> <p>1人1回につき 100円</p> <p>②回数券</p> <p>(1)大人</p> <p>11枚つづり1冊につき 2,000円</p> <p>(2)小人(高校生以下)</p> <p>11枚つづり1冊につき 1,000円</p>	<p>●吉田町ゲートボール場</p> <p>使用料 無し</p>	該当なし。	<p>●喜入町陸上競技場(400mトラック)</p> <p>1. アマチュアスポーツに使用する場合</p> <p>①使用者が入場料を徴収しない場合</p> <p>(1)児童・生徒(1時間)</p> <p>競技場の1/4使用 70円</p> <p>競技場全面使用 300円</p> <p>(2)上記以外の者(1時間)</p> <p>競技場の1/4使用 150円</p> <p>競技場全面使用 600円</p> <p>②使用者が入場料を徴収する場合</p> <p>(1)児童・生徒(1時間)</p> <p>競技場の1/4使用 150円</p> <p>競技場全面使用 600円</p> <p>(2)上記以外の者(1時間)</p> <p>競技場の1/4使用 300円</p> <p>競技場全面使用 1,200円</p> <p>2. その他の催物に使用する場合</p> <p>①使用者が入場料を徴収しない場合(1時間)</p> <p>競技場の1/4使用 400円</p> <p>競技場全面使用 1,600円</p>

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市、吉田町及び喜入町のみ。 1市2町独自の施設である。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現 況			
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
その他の体育施設使用料	教育				②使用者が入場料を徴収する場合(1時間) 競技場の1/4使用 600円 競技場全面使用 2,400円 3. 照明使用料 ○陸上競技場(30分) 野球場 900円 野球場(ソフト) 700円 ソフトボール場 500円 ●喜入町相撲場(1箇所) 1. アマチュアスポーツに使用する場合 ①使用者が入場料を徴収しない場合 児童・生徒(1時間) 50円 上記以外のもの (1時間) 100円 ②使用者が入場料を徴収する場合 児童・生徒(1時間) 100円 上記以外の者 (1時間) 200円 2. その他の催物に使用する場合 使用者が入場料を徴収しない場合 200円 使用者が入場料を徴収する場合 400円 ※上記に定める使用料の合計額に0.05を乗じて得た額に相当する使用料を消費税に相当する額として加算して徴収する。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数は四捨五入するものとする。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
		鹿児島市、吉田町及び喜入町のみ。 1市2町独自の施設である。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現		況	
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
17 青少年育成館使用料	教 育	該当なし。	大原青少年育成館 1 使用料 1,050円 /1日 525円 /半日 525円 /夜間 2 営業のための使用 4,200円 /1日 2,100円 /半日 2,100円 /夜間	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	吉田町のみ	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現 況					
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町		
18 公民館使用料	教 育	ホール兼体育館			吉田町中央公民館 1 研究室等の使用 ○使用料 1,050円 /1日 525円 /半日 525円 /夜間 ○営業のための使用料 4,200円 /1日 2,100円 /半日 2,100円 /夜間 2 ホールの使用 ○使用料 1,575円 /1日 840円 /半日 840円 /夜間 ○営業のための使用料 5,250円 /1日 3,150円 /半日 3,150円 /夜間 3 冷暖房使用料 ○研究室等の使用 500円 /1日 250円 /半日 250円 /夜間 ○ホールの使用 2,000円 /1日 1,000円 /半日 1,000円 /夜間	1 町公民館 大研修室 3,150円/終日 1,575円/半日 2,100円/夜間 研修室等 1,050円/終日 525円/半日 735円/夜間 調理室 2,100円/終日 1,050円/半日 1,575円/夜間 2 白浜地区公民館 大研修室 2,100円/終日 1,050円/半日 1,575円/夜間 研修室等 1,050円/終日 525円/半日 735円/夜間 調理室 2,100円/終日 1,050円/半日 1,575円/夜間 3 白浜地区公民館新島分館 1,050円/終日 525円/半日 735円/夜間 冷暖房使用料(1時間につき) 大研修室 1,050円 その他の研修室等 525円 設備使用料(1回につき) ピアノ 1,050円 照明施設 1,050円 放送施設 1,050円	該当なし。
		平日	土・日・休日				
		8:30~12:00	2,000円 2,500円				
		13:00~17:00	4,000円 5,000円				
		18:00~22:00	5,000円 6,000円				
		8:30~17:00	5,000円 6,000円				
		13:00~22:00	8,000円 10,000円				
		8:30~22:00	10,000円 12,000円				
		会議室					
		平日	土・日・休日				
		8:30~12:00	800円 1,000円				
		13:00~17:00	1,000円 1,200円				
		18:00~22:00	1,200円 1,400円				
		8:30~17:00	1,200円 1,400円				
		13:00~22:00	2,000円 2,400円				
		8:30~22:00	2,400円 2,800円				
		視聴覚室					
		平日	土・日・休日				
		8:30~12:00	600円 800円				
		13:00~17:00	800円 1,000円				
		18:00~22:00	1,000円 1,200円				
		8:30~17:00	1,000円 1,200円				
		13:00~22:00	1,600円 1,800円				
		8:30~22:00	2,000円 2,400円				
		和室					
		平日	土・日・休日				
		8:30~12:00	250円 350円				
		13:00~17:00	350円 450円				
		18:00~22:00	450円 550円				
		8:30~17:00	450円 550円				
		13:00~22:00	750円 850円				
		8:30~22:00	950円 1,150円				
		調理室					
		平日	土・日・休日				
		8:30~12:00	1,000円 1,200円				
		13:00~17:00	1,200円 1,400円				
		18:00~22:00	1,400円 1,600円				
		8:30~17:00	1,400円 1,600円				
		13:00~22:00	2,400円 2,800円				
		8:30~22:00	2,800円 3,300円				

※中央公民館及び谷山市民会館は別途条例に記載

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
中央公民館(ホール) 入場料を徴収しない場合	公民館 調理室、工作室、小会議室、視聴覚室	鹿児島市、吉田町、桜島町、松元町及び郡山町のみ。 使用区分及び使用料が異なる。	現行どおりとする。
平日 土日・祝日	8:30~12:00 840円 13:00~17:00 840円 17:00~22:00 840円 8:30~17:00 1,680円		
8:30~13:00 5,000円 6,000円			
13:00~17:00 5,000円 6,000円			
17:00~22:00 8,000円 10,000円			
8:30~17:00 10,000円 12,000円			
13:00~22:00 13,000円 16,000円			
8:30~22:00 18,000円 22,000円			
冷暖房料金 1時間当たり300円			
入場料を徴収する場合	和室、研修室		
平日 土日・祝日	8:30~12:00 1,050円 13:00~17:00 1,050円 17:00~22:00 1,050円 8:30~17:00 2,100円		
8:30~13:00 10,000円 13,000円			
13:00~17:00 10,000円 13,000円			
17:00~22:00 16,000円 20,000円			
8:30~17:00 20,000円 26,000円			
13:00~22:00 26,000円 33,000円			
8:30~22:00 36,000円 46,000円			
冷暖房料金 1時間当たり500円			
和室、会議室、視聴覚室、研修室A、研修室B、工芸室1、工芸室2(料金共通)	大会議室		
8:30~13:00 500円	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合		
13:00~17:00 500円	8:30~12:00 3,150円 6,300円 13:00~17:00 3,150円 6,300円 17:00~22:00 5,250円 10,500円 8:30~17:00 6,300円 12,600円		
17:00~22:00 1,000円			
8:30~17:00 1,000円			
13:00~22:00 1,500円			
8:30~22:00 2,000円			
冷暖房料金 1時間当たり100円			
拡声機一式 1回につき1,000円	冷暖房装置		
映写機一式 1回につき1,000円	大会議室 1時間につき 1,580円 会議室等 1時間につき 530円		
電気窯 1回につき1,500円	付属設備		
	ピアノ 2,100円 エレクトーン 1,050円 放送機材一式 1,050円 照明器具一式 2,100円		
	※使用時間単位未満の端数がある場合は、その端数は切り上げて計算する。		
※上表により算出した額に1.05を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。			
※1時間未満は1時間とみなす。			

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現 況			
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
19 コミュニティセンター使用料	教 育	該当なし。	地区コミュニティセンター 1 使用料 ○和室 1,050円 /1日 525円 /半日 525円 /夜間 ○調理実習室 1,050円 /1日 525円 /半日 525円 /夜間 ○集会室 1,260円 /1日 630円 /半日 630円 /夜間 2 冷暖房使用料 ○和室 500円 /1日 250円 /半日 250円 /夜間	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	吉田町のみ。	現行どおりとする。

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現 況			
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
20 行政財産の目的外使用料	総務	① 土地使用料(電柱等を除く。) 前年度固定資産税評価相当額×8/100 ② 建物使用料 建物相当分使用料+土地相当分使用料 ・建物相当分使用料 前年度固定資産税評価相当額×8/100 ・土地相当分貸付料 前年度固定資産税評価相当額 ×建築面積/延床面積×8/100 ③ 電柱 鹿児島市道路占用料条例を準用 本柱 3,400円/1本 支線、支線柱、支柱 2,200円/1本 ④ 電話柱 行政財産の目的外使用料条例別表 (電気通信事業法施行令別表第1から) 本柱その他の柱、支線 1,500円/1本	① 土地使用料(電柱等を除く。) 事例ごとに対応 ② 建物使用料 ・役場庁舎 1月未満 3.3㎡につき 40円/1日 1月以上 3.3㎡につき1,000円/1月 ③ 電柱 徴収していない。 ④ 電話柱 徴収していない。	① 土地使用料(電柱等を除く。) ・評価額×4/100 ・材料置場 3,960円/㎡ ・一時使用 2,000円/㎡ ② 建物使用料 ・評価額×7/100 ・自動販売機 8,000円/㎡ ・その他物件 2,000円/㎡ ③ 電柱 620円/1本 ④ 電話柱 230円/1本	① 土地使用料(電柱等を除く。) 時価評価額(当該年度固定資産税評価相当額)×4/100 ② 建物使用料 事例ごとに近隣の家賃等を参考に算出 ③ 電柱 徴収していない。 ④ 電話柱 鹿児島市に同じ

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
① 土地使用料(電柱等を除く) 固定資産税評価相当額×4/100 ② 建物使用料 固定資産税評価相当額×7/100 ③ 電柱 徴収していない。 ④ 電話柱 徴収していない。	① 土地使用料(電柱等を除く) 事例ごとに対応 ② 建物使用料 役場庁舎 ・現金自動預払機 10,500円/1月 ・タバコ自動販売機 1,050円/1月 ・清涼飲料水類自動販売機4,200円/1月 中央公民館、老人福祉センター、西有里研修館 ・タバコ自動販売機 315円/1月 ・清涼飲料水類自動販売機4,200円/1月 学校校舎及び附属建物 3.3㎡につき 10円/1日 八重山公園 ・タバコ自動販売機 1,050円/1月 ・清涼飲料水類自動販売機4,200円/1月 ③ 電柱 徴収していない。 ④ 電話柱 徴収していない。	使用料の算定基準及び額が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。ただし、合併の日の前日までに行われた許可に係る使用料については、合併する年度は現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部会	現 況			
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
21 市民農園使用料	経済	○都市農業センター市民農園 ・家族用区画 20㎡ 2,400円 ・団体用区画 50㎡ 6,000円 ・車いす使用者用区画 10㎡ 1,200円 ○農政課所管市民農園 ・家族用区画 20㎡ 2,400円 (㎡当り120円)	該当なし。	○ふれあい農園 100㎡ 7,200円 (㎡当り72円)	○貸し農園 50㎡ 2,000円 (㎡当り40円)

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>○さしきばる農園 30㎡ 5,000円 (㎡当り167円)</p>	<p>該当なし。</p>	<p>鹿児島市、桜島町、喜入町及び松元町のみ。 鹿児島市、桜島町、喜入町及び松元町は、それぞれ区画の種類、区画面積、年間使用料が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。ただし、喜入町については合併する年度から起算して3年度を経過した年度までは、現行どおりとする。合併する年度は現行どおりとする。</p>

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現 況			
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
22 市営及び町営住宅使用料	建設	公営住宅法に基づく家賃の算定方法 1 市町村立地係数 0.95 2 利便性係数 (立地条件) ・立地係数(土地固定資産評価相当額の分布による) (設備条件) ・風呂設置状況 ・エレベータ設置状況 等による。	公営住宅法に基づく家賃の算定方法 1 市町村立地係数 0.7 2 利便性係数 (立地条件) ・街路条件 ・近接条件 ・環境条件 (設備条件) ・建物評点 による。	公営住宅法に基づく家賃の算定方法 1 市町村立地係数 0.7 2 利便性係数 (立地条件) ・立地係数 (設備条件) ・車庫状況 ・トイレ状況 ・倉庫状況 等による。	公営住宅法に基づく家賃の算定方法 1 市町村立地係数 0.7 2 利便性係数 (立地条件) ・域内係数 (設備条件) ・風呂状況 ・トイレ状況 ・物置状況 等による。
		特定公共賃貸住宅の家賃の算定方法 近傍同種の住宅の家賃を超えない範囲で公営住宅に準じて算定している。(15戸)	該当なし。	特定公共賃貸住宅の家賃の算定方法 特定公共賃貸住宅管理条例施行規則で定められている。(9戸)	該当なし。
		該当なし。	該当なし。	その他の住宅の家賃の算定方法 町単独事業で建設した「若者いきいき住宅」が設置され、家賃は条例で定められている。(6戸)	該当なし。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>公営住宅法に基づく家賃の算定方法</p> <p>1 市町村立地係数 0.7</p> <p>2 利便性係数 (立地条件) ・域内係数 (設備条件) ・風呂状況 ・トイレ状況 ・物置状況 等による。</p>	<p>公営住宅法に基づく家賃の算定方法</p> <p>1 市町村立地係数 0.7</p> <p>2 利便性係数 (立地条件) ・立地係数 (設備条件) ・風呂状況 ・トイレ状況 等による。</p>	<p>鹿児島市と5町とは市町村立地係数が異なる。</p> <p>鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町は、それぞれ利便性係数が異なる。</p>	<p>公営住宅の住宅使用料については、合併する年度の翌年度に、鹿児島市の制度に統合する。 ただし、制度の統合により住宅使用料が上昇する入居者に対しては、合併する年度の翌年度及びこれに続く2か年度に限り段階的調整を行う。 合併する年度については、現行どおりとする。</p> <p>(段階的調整の内容) ・合併する年度の翌年度は、従前家賃と合併後の家賃の差額の3/4を減額 ・合併する年度の翌々年度は、従前家賃と合併後の家賃の差額の2/4を減額 ・合併する年度から起算して3年度を経過した年度は、従前家賃と合併後の家賃の差額の1/4を減額</p>
該当なし。	該当なし。	<p>鹿児島市及び桜島町のみ。</p> <p>桜島町の特定公共賃貸住宅(9戸)の家賃が「桜島町特定公共賃貸住宅管理条例施行規則」で定まっており、鹿児島市の特定公共賃貸住宅の家賃算定と異なる。</p>	<p>特定公共賃貸住宅の住宅使用料については、合併する年度の翌年度に、鹿児島市の制度を適用し、統合する。 ただし、制度の統合により住宅使用料が上昇する入居者に対しては、合併する年度の翌年度及びこれに続く2か年度に限り段階的調整を行う。 合併する年度については、現行どおりとする。</p> <p>(段階的調整の内容) ・公営住宅法に基づく家賃の算定方法の段階的調整の内容と同じ。</p>
該当なし。	該当なし。	<p>桜島町のみ。</p> <p>桜島町が若者の定住促進を目的として町単独で建設した「若者いきいき住宅」(6戸)があり、家賃は、独自に「桜島町若者いきいき住宅条例」で定めている。</p>	<p>桜島町の若者いきいき住宅の住宅使用料については、合併する年度の翌年度に、鹿児島市の公営住宅の制度を適用し、統合する。 ただし、制度の統合により住宅使用料が上昇する入居者に対しては、合併する年度の翌年度及びこれに続く2か年度に限り段階的調整を行う。 合併する年度については、現行どおりとする。</p> <p>(段階的調整の内容) ・公営住宅法に基づく家賃の算定方法の段階的調整の内容と同じ。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現 況			
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
23 学校照明設備使用料	教 育	【運動場】 使用時間30分当たり 350円 【体育館A】 [錫山小ほか3校] 1時間当たり 100円 【柔剣道場】 [緑丘中ほか28校] 1時間当たり 100円 【体育館B】 [中郡小ほか34校] 1時間当たり 200円 【体育館C】 [川上小ほか52校] 1時間当たり 300円	【屋外運動場・1時間当たり】 吉田南中学校 1,050円 【屋内運動場・1回当たり】 吉田北中学校 525円 吉田小学校 315円 本名小学校 525円 本城小学校 525円 宮小学校 525円 牟礼岡小学校 525円 吉田南中学校 片面 525円 全面 1,050円	該当なし。	該当なし。
24 道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物の占用料	建 設	別紙1のとおり。	該当なし。	別紙1のとおり。	別紙1のとおり。
25 道路法第32条第1項第2号に掲げる物件の占用料	建 設	別紙1のとおり。	該当なし。	別紙1のとおり。	別紙1のとおり。
26 道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設の占用料	建 設	別紙1のとおり。	該当なし。	別紙1のとおり。	別紙1のとおり。
27 道路法第32条第1項第5号に掲げる施設の占用料	建 設	別紙1のとおり。	該当なし。	別紙1のとおり。	別紙1のとおり。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>【屋外運動場】</p> <p>松元中学校1KW当たり 24円</p> <p>松元小学校</p> <p>東昌小学校</p> <p>春山小学校</p> <p>石谷小学校</p> <p>1時間当たり 400円</p> <p>【屋内運動場】</p> <p>松元中学校</p> <p>松元小学校</p> <p>東昌小学校</p> <p>春山小学校</p> <p>石谷小学校</p> <p>1時間当たり 200円</p> <p>※上記により算出した額に1.05を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。</p>	<p>【屋外運動場】</p> <p>運動場 1時間 1,260円</p> <p>テニスコート1時間 320円</p> <p>【屋内運動場】</p> <p>南方小学校</p> <p>花尾小学校</p> <p>郡山小学校</p> <p>郡山中学校</p> <p>1時間当たり 200円</p>	<p>鹿児島市、吉田町、松元町及び郡山町のみ。</p> <p>使用区分及び使用料が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。</p>
別紙1のとおり。	別紙1のとおり。	<p>鹿児島市、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町のみ。</p> <p>鹿児島市、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町は、それぞれ占用料が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、合併の日の前日までに行われた許可に係る使用料については、合併する年度は現行どおりとする。</p>
別紙1のとおり。	桜島町に同じ。	<p>鹿児島市、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町のみ。</p> <p>鹿児島市と桜島町及び郡山町と喜入町と松元町とは占用料が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、合併の日の前日までに行われた許可に係る使用料については、合併する年度は現行どおりとする。</p>
別紙1のとおり。	該当なし。	<p>鹿児島市、桜島町、喜入町及び松元町のみ。</p> <p>鹿児島市、桜島町、喜入町及び松元町は、それぞれ占用料が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、合併の日の前日までに行われた許可に係る使用料については、合併する年度は現行どおりとする。</p>
該当なし。	該当なし。	<p>鹿児島市、桜島町及び喜入町のみ。</p> <p>鹿児島市、桜島町及び喜入町は、それぞれ占用料が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、合併の日の前日までに行われた許可に係る使用料については、合併する年度は現行どおりとする。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現 況			
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
28 道路法第32条第1項第6号に掲げる施設の占用料	建設	別紙2のとおり。	該当なし。	別紙2のとおり。	該当なし。
29 道路法施行令第7条第1号に掲げる物件の占用料	建設	別紙2のとおり。	該当なし。	別紙2のとおり。	別紙2のとおり。
30 道路法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料の占用料	建設	別紙2のとおり。	該当なし。	別紙2のとおり。	桜島町に同じ。
31 道路法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設の占用料	建設	別紙2のとおり。	該当なし。	別紙2のとおり。	該当なし。
32 道路法施行令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場の占用料	建設	別紙2のとおり。	該当なし。	別紙2のとおり。	該当なし。
33 公立幼稚園保育料	教育	年額 70,800円 (平成14年度改定) (国の地方財政計画の1年遅れで改定している。)	該当なし。	年額44,000円 (平成13年度改定) (他の公立幼稚園との均衡を勘案し、独自に改定している。)	該当なし。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
別紙2のとおり。	桜島町に同じ。	鹿児島市、桜島町、松元町及び郡山町のみ。 鹿児島市と桜島町及び郡山町と松元町とは占用料が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、合併の日の前日までに行われた許可に係る使用料については、合併する年度は現行どおりとする。
別紙2のとおり。	別紙2のとおり。	鹿児島市、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町のみ。 鹿児島市、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町は、それぞれ占用料が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、合併の日の前日までに行われた許可に係る使用料については、合併する年度は現行どおりとする。
別紙2のとおり。	桜島町に同じ。	鹿児島市、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町のみ。 鹿児島市と桜島町、喜入町及び郡山町と松元町とは占用料が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、合併の日の前日までに行われた許可に係る使用料については、合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 鹿児島市と桜島町とは占用料が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、合併の日の前日までに行われた許可に係る使用料については、合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 鹿児島市と桜島町とは占用料が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、合併の日の前日までに行われた許可に係る使用料については、合併する年度は現行どおりとする。
年額70,800円 (平成13年度改定) (国の地方財政計画に準じて改定している。)	該当なし。	鹿児島市、桜島町及び松元町のみ。 保育料額が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。合併する年度は現行どおりとする。合併する年度に桜島町の保育料の適用を受けている園児については、卒園するまで継続する。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現		況	
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
34 船員法関係の手数料	市民	該当なし。	該当なし。	該当なし。	船員法第104条の規定に基づき喜入町が、国土交通大臣の指定を受け事務を行っている。 船員雇入契約公認 430円 船員手帳交付又は書換 1,900円 船員手帳訂正 430円
35 督促手数料	総務等	・税条例 督促状1通 30円	・税条例 督促状1通 100円	吉田町に同じ。	吉田町に同じ。
		・介護保険条例 督促状1通 30円	・介護保険条例 督促状1通 100円	吉田町に同じ。	吉田町に同じ。
		・税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例 督促状1通 30円	該当なし。	・税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例 督促状1通 100円	該当なし
36 税務諸証明手数料	総務	・住宅用家屋証明 1,300円/件 ・公簿又は図面の閲覧 200円/件 ・公租公課に関する証明 200円/件 ・資産に関する証明 200円/件 土地、建物、償却資産については、それぞれ1件とする。但し、土地又は建物に関する証明で1筆、1棟ごとに証明を要するものは、1筆又は1棟をもって1件とする。 ・所得額に関する証明 200円/件 ・軽自動車、原付に関する証明 200円/件	・住宅用家屋証明 1,300円/件 ・住宅用家屋証明以外のものは、証明の名称が異なるもの等があるが、手数料は概ね鹿児島市と同一。 ただし測量図面は300円/件	・住宅用家屋証明 1,200円/件 ・住宅用家屋証明以外のものは、証明の名称が異なるもの等があるが、手数料は概ね鹿児島市と同一。 ・1税目増える毎に40円増 ・1筆又は1棟増える毎に20円増	・住宅用家屋証明 1,300円/件 ・住宅用家屋証明以外のものは、証明の名称が異なるもの等があるが、手数料は概ね鹿児島市と同一。 ・1筆又は1棟増える毎に40円増
		37 地縁団体証明手数料	市民	200円	200円

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	現行どおりとする。
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	市と5町で金額が異なる。	合併時に再編する。(合併日以降に発する督促状に係るものから実費相当額も参考にしながら調整をする。)
介護保険条例(日置広域連合の取り扱い) 督促状1通 100円	松元町に同じ。		
桜島町に同じ。	桜島町に同じ。		
・住宅用家屋証明 1,300円/件 ・住宅用家屋証明以外のものは、証明の名称が異なるもの等があるが、手数料は概ね鹿児島市と同一。	松元町に同じ。	金額が一部異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
200円	200円	喜入町は免除。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部会	現 況			
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
38 地縁団体印鑑登録証明 手数料	市民	200円	200円	200円	200円 ただし、喜入町手数料徴収条例第5条第8号により免除。
39 証明交付手数料(住民票 等)	市民	住民票の写し 200円 印鑑登録証交付 200円 印鑑登録証再交付 200円	住民票の写し 200円(5枚までごとを1件) 印鑑登録証交付 200円 印鑑登録証再交付 300円	住民票の写し 200円(6人から10人は400円、11人以上は1人に付40円) 印鑑登録証交付 無料 印鑑登録証再交付 200円	住民票の写し 200円(6人以上は 300円) 印鑑登録証交付 200円 印鑑登録証再交付 200円
40 ごみ処理施設搬入手数 料	環境	自己搬入手数料 700円/100kg (家庭ごみは100kgまで無料)	自己搬入手数料 600円/100kg (一部事務組合の取扱い)	該当なし。	該当なし。
41 粗大ごみ処理手数料	環境	無料	無料	該当なし。	該当なし。
42 し尿処理施設投入手数料	環境	2円/18kg	150円/1キロ ^{リットル} (一部事務組合の取扱い)	該当なし。	380円/1.8キロ ^{リットル}
43 一般廃棄物収集運搬業 許可手数料	環境	許可手数料 10,000円 更新許可手数料 10,000円 変更許可手数料 10,000円	許可手数料 7,000円 更新許可手数料 6,000円 変更許可手数料 6,000円	許可手数料 6,000円	該当なし。
44 一般廃棄物処分業許可 手数料	環境	許可手数料 20,000円 更新許可手数料 20,000円 変更許可手数料 20,000円	許可手数料 9,000円 更新許可手数料 8,000円 変更許可手数料 8,000円	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
200円	200円	喜入町は免除。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
住民票の写し 200円(6人から10人は400円、11人以上は600円) 印鑑登録証交付 無料 印鑑登録証再交付 200円	住民票の写し 200円(5枚までごとを1件) 印鑑登録証交付 無料 印鑑登録証再交付 400円	住民票の写し、印鑑登録証・印鑑登録証再交付の手数料が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
自己搬入手数料 可燃 90円/10kg 不燃 100円/10kg (一部事務組合の取扱い)	松元町に同じ。	鹿児島市、吉田町、松元町及び郡山町のみ。 (吉田町、松元町、郡山町は一部事務組合の取扱い)	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
10kg600円 その後10kgごとに100円追加 (一部事務組合の取扱い)	松元町に同じ。	鹿児島市、吉田町、松元町及び郡山町のみ。 (松元町及び郡山町は一部事務組合の取扱い)	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市、吉田町及び喜入町のみ。 (吉田町は一部事務組合の取扱い)	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市、吉田町及び桜島町のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市、吉田町のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現 況			
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
45 浄化槽保守点検業者の登録手数料	環境	登録手数料 30,000円 登録更新手数料 30,000円 登録証再交付手数料 1,000円	該当なし。	該当なし。	該当なし。
46 浄化槽清掃業の許可手数料	環境	許可手数料 15,000円 許可証再交付手数料 1,000円	許可手数料 10,000円 (一部事務組合の取扱い)	許可手数料 8,000円	該当なし。
47 化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可の申請に対する審査手数料	健 福	1件につき6,000円	1件につき7,300円	当該区域なし。	当該区域なし。
48 農業関係手数料	経 済	1 地目証明手数料 ・非農地証明 500円 2 諸証明手数料 ・受理証明 200円 ・農地転用証明 200円 ・耕作証明 200円 ・農道境界証明 200円 3 実地測量手数料 ・該当なし。	1 地目証明手数料 ・非農地証明 500円 2 諸証明手数料 ・受理証明 200円 ・農地転用証明 200円 ・耕作証明 200円 ・農道境界証明 ※ 200円 3 実地測量手数料 ・該当なし。 ただし、※印は吉田町手数料条例第6条第5号により免除。	1 地目証明手数料 ・非農地証明 該当なし 2 諸証明手数料 ・受理証明 ※ 200円 ・農地転用証明 200円 ・耕作証明 200円 ・農道境界証明 ※ 200円 3 実地測量手数料 ・該当なし。 ただし、※印は桜島町手数料条例第6条第8号により免除。	1 地目証明手数料 ・非農地証明 ※ 200円 2 諸証明手数料 ・受理証明 200円 ・農地転用証明 200円 ・耕作証明 200円 ・農道境界証明 200円 3 実地測量手数料 ・該当なし。 ただし、※印は喜入町手数料徴収条例第5条第8号により免除。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。(5町は県で実施。) (県の手数料 ・登録手数料 33,600円 ・登録簿謄本交付手数料 350円 ・営業区域変更登録手数料 25,000円)	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市、吉田町及び桜島町のみ。 (吉田町は一部事務組合の取扱い)	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
1件につき7,300円	当該区域なし。	鹿児島市と吉田町・松元町とは手数料が異なる。他の3町は当該区域なし。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
1 地目証明手数料 ・非農地証明 該当なし 2 諸証明手数料 ・受理証明 ※ 200円 ・農地転用証明 ※ 200円 ・耕作証明 ※ 200円 ・農道境界証明 ※ 200円 3 実地測量手数料 ・該当なし。 ただし、※印は松元町手数料条例第6条第8号により免除。	1 地目証明手数料 ・非農地証明 該当なし 2 諸証明手数料 ・受理証明 ※ 200円 ・農地転用証明 200円 ・耕作証明 200円 ・現地調査を要するもの 700円 ・農道境界証明 200円 3 実地測量手数料 700円 ただし、※印は郡山町農業委員会手数料徴収条例第4条第2号により免除。	手数料が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現 況			
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
49 建設関係の諸証明手数料	建設	交付手数料 200円/件	鹿児島市に同じ。	鹿児島市に同じ。	鹿児島市に同じ。 ただし、喜入町手数料徴収条例第5条第8号により免除。
50 消防手数料	消防	1 リ災証明 無料 2 搬送証明 200円/1件 3 煙火消費許可申請 7,900円/1件 4 危険物関係許可申請 煙火の消費許可申請及び危険物の許可申請の手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき、条例で定めている。	一部事務組合の事務である。 1 リ災証明 200円/1件 2 搬送証明 鹿児島市に同じ。 3 煙火消費許可申請 鹿児島市に同じ。 4 危険物関係許可申請 鹿児島市に同じ。	1 リ災証明 鹿児島市に同じ。 2 搬送証明 鹿児島市に同じ。 3 煙火消費許可申請 県で事務を行っている。 4 危険物関係許可申請 鹿児島市に同じ。	1 リ災証明 鹿児島市に同じ。 2 搬送証明 無料 3 煙火消費許可申請 鹿児島市に同じ。 4 危険物関係許可申請 鹿児島市に同じ。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
鹿児島市に同じ。 ただし、松元町手数料条例第6条第8号により免除。	鹿児島市に同じ。	喜入町と松元町とは証明手数料が、免除である。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
一部事務組合の事務である。 1 リ災証明 200円/1件 2 搬送証明 鹿児島市に同じ。 3 煙火消費許可申請 鹿児島市に同じ。 4 危険物関係許可申請 鹿児島市に同じ。	松元町に同じ。	り災証明料、搬送証明料が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

(42) 使用料及び手数料の取扱い 道路占用料

建設専門部会

法令	占用物件		単位	占用料						
				鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		1本につき1年	2,200		電柱	電柱	770	電柱	
	第2種電柱			3,400		620	620	1,200	620	
	第3種電柱			4,700				1,600		
	第1種電話柱			2,000		電話柱	電話柱	690	電話柱	
	第2種電話柱			3,200		230	230	1,100	230	
	第3種電話柱			4,500				1,500		
	その他の柱類		150	街灯		街灯(柱が道路敷内) 180 街灯(柱が道路敷外) 90	53	街灯(柱が道路敷内) 180 街灯(柱が道路敷内) 90		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	20		その他の柱類 460			その他柱類 460	
	地下電線その他地下に設ける線類		10	その他のもの 46			7			
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	1,500			4			
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000			520			
	変圧塔、その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	3,100			360			
	郵便差出箱		1,300	540		540	1,100	540		
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	17,000		260				
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	3,100		930	930	1,100	930	
	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年		100	送電塔 460 その他のもの 540	鉄塔、組立柱 460 耕作地、家屋 270	1,100	鉄塔、組立柱 460 その他のもの 540
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		150	ガス管等 46		その他のもの 54	46	36	ガス管等 46 その他のもの 54		
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		200				71				
外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		410	92		110	92	140	92 110		
外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		1,000	230		270	230	360	230 270		
外径が1メートル以上のもの		2,000	460		540		710	460 540		
法32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	3,100	第3号 460 第4号 650	アーケード 110 その他のもの 540	1,100			
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	AIに0.003を乗じて得た額		AIに0.01を乗じて得た額				
		階数が2のもの		AIに0.005を乗じて得た額		AIに0.016を乗じて得た額				
		階数が3以上のもの		AIに0.006を乗じて得た額		AIに0.02を乗じて得た額				
	上空に設ける通路		8,600	460		通路 180				
	地下に設ける通路		8,600	460						
その他のもの		3,100	180							

※ AIは、近傍類似土地の1平方メートル当たりの時価を表す。

(42) 使用料及び手数料の取扱い 道路占用料

建設専門部会

法令	占用物件		単位	占用料					
				鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	170		9		11	9
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	1,700		93		110	93
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条1号に掲げる物件	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1月	1,700		93	930	110	93
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	17,000		930		1,100	930
	標識		1本につき1年	2,500		520	標柱及び標識 430		標柱及び標識 430
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	170		9	9	11	9
		その他のもの	1本につき1月	1,700		93	93	110	93
	幕 (令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	170		9	横断幕 93	11	9
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	1,700		93		110	93
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	17,000		930		1,100	930
		その他のもの		8,600		460		540	460
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月		1,700	93	93	110
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			310	65					
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額			Aに0.018を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			Aに0.025を乗じて得た額		
		階数が3のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.032を乗じて得た額				
		階数が4以上のもの		Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.036を乗じて得た額				
	その他のもの	Aに0.005を乗じて得た額		Aに0.018を乗じて得た額					

※ Aは、近傍類似土地の1平方メートル当たりの時価を表す。